

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	介護保険課

契約業者名・住所	有限会社日暮容器 千葉県松戸市松戸1735
工事等の名称	松戸市紙おむつ等支給事業委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	その他委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	松戸市紙おむつ等支給事業単価一覧表で記載した金額
工事等の概要	交付された紙おむつ等支給券を薬局での引き換えや自宅への配送による現物支給するもの
随意契約の理由	<p>本市の紙おむつ等支給事業は、常時紙おむつ等が必要な高齢者を在宅で介護している家族に紙おむつ等支給券を交付し、薬局での引き換えや自宅への配送による現物の支給を通して、家族の経済的負担の軽減を図るものです。同時に、紙おむつ等の引き換え時に、利用者のニーズに応じて相談や助言を行うことにより、介護する家族の不安の解消を図り、適切な介護が出来るよう支援することも目的としております。</p> <p>したがって、本事業の業務遂行にあたっては、市内広域に店舗を有すること、あるいは配送を行うことができること、介護用品の知識に精通し、要介護者の身体状況にあわせた支給品の選定、利用者の相談に乗り適切に助言できることが求められます。また、当業務における契約金額は市側で単価契約に基づき、設定していることから価格における競争性を有していない。</p> <p>上記のことから、当業務に限らず介護者等からの日常生活における介護相談に対応でき、事業を安定的に実施できる見込みのある事業者のうち、申出のあった者を委託先とすることが最適と思慮されますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものです。</p>